

奈良県告示第百九十九号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六十条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止の許可をした。

平成二十七年十月十三日

奈良県知事 荒井正吾

| | |
|--------|----------------------------|
| 開設者の名称 | 郡山兼辰青果市場株式会社 代表取締役 大倉達次 |
| 取扱品目 | 青果物及びその加工品 |
| 市場の名称 | 地方卸売市場 郡山兼辰青果市場株式会社 |
| 市場の所在地 | 大和郡山市柳五丁目四六番地の一 |
| 廃止年月日 | 平成二十七年五月三十日 |